

財務省告示第二百十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年五月三十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九十 四回）	平成十八年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十八年法律第 十一号）第二十一条並びに特 別会計に関する法律（平成十九 年法律第二十三号）第四十九 条第一項及び附則第七十六条第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、財務大臣が各国債市場 特別参加者ごとに応募限度額を 定めるものによる発行（以下「 債市場特別参加者による発行」 及び「競争入札発行」という。）

五

方募

入 決 定 の

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 行 わ れ る 入 札 で あ つ て 財
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 第 一 以 下 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 一 非 価 格 競 争 入 札
発 行 と い う 。

各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

発

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

入 札 競 争

札 格 競 争

額 面 金 額 で 七 千 二 百 九 十 二 億 円
う ち 平 成 十 八 年 度 に お け る 財
政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特
例 等 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 項
の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国
債 に つ い て は 額 面 金 額 で 五 千
一 億 千 七 百 三 十 万 円 、 特 別

十	十	九	八
三	二		
		振	最
		替	低
		単	額
		位	面
			金
の	経	入	価
払	過	札	格
込	利	発	競
み	子	行	争
	率	行	争
		争	非
		非	者
		者	特
		特	国
		国	入
		入	札
		札	格
		格	競
		競	行
		行	行
		行	日
		日	

五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。平成十九年五月三十日

額面金額百円につき九十九円五
 十銭以上のそれぞれ九十九円五
 十銭

(一) 二年間
 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に追加した金額を
 式により算出した金額を次の算
 式に規定する期間に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{71}{365}$$

十	十	十		十
八	七	六		五
払	元	償	償	後
場	利	還	還	の
所	金	金	金	期
	支	額	限	子
				以

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十九年三月二十日
 償還金額 百円につき百円
 日本銀行

二 十 九

払 込 期 日
者 入 札 参 加

平 成 十 九 年 五 月 三 十 日
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者